

議案第54号 三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

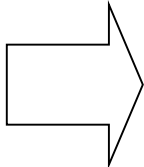
1 趣旨

本条例は、県の福祉医療費助成事業実施要綱等に基づいているが、令和7年4月からの国民年金額の引き上げに伴い、当該県要綱が改正されたことから、この度、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

一部負担金の負担区分である低所得の基準を「80万9千円以下」から「82万6千5百円以下」に改める。

制度	改正前		改正後
高齢期移行助成制度	区分Ⅱ	住民税非課税かつ年金収入と他の所得合計80万9千円以下かつ要介護認定2以上	住民税非課税かつ年金収入と他の所得合計 <u>82万6千5百円</u> 以下かつ要介護認定2以上
	区分Ⅰ	住民税非課税かつ年金収入と他の所得合計80万9千円以下	住民税非課税かつ年金収入と他の所得合計 <u>82万6千5百円</u> 以下
重度障害者医療費助成制度			
母子家庭等医療費助成制度			



3 施行期日

令和8年7月1日